

- ④③**七番宿跡（指定地）** 街道の北側で、島田大堤と稲荷神社の間にあった番宿跡。平成12年に市の所有となり、現在は更地となっている。
- ④④**和泉（泉）屋跡（指定地）** 弘化4年（1845）の川越しに関する古文書を有しており、農業のほか特定の商人だけを泊める宿屋も営んでいたと言われている。
- ④⑤**一番宿跡（指定地）** 和泉屋の西隣にあった番宿の跡。現在は個人の駐車場となっている。
- ④⑥**稲荷神社（指定地）** 宝暦10年（1760）に川越人足が金銭を出し合い、旅の安全と水難除けを祈願し伏見稲荷を勧請して建てたとされ、『分間延絵図』にも描かれている。
- ④⑦**善太夫嶋堤（せぎ跡）（指定地）** 稲荷神社の北側で、島田大堤から下島までの800間（約1.4km）伸び、善太夫嶋の開墾地を取り囲む堤。前傾④⑥稲荷神社の創祀が宝暦10年であることから、それ以前に築かれたと考えられる。昭和51年（1976）に川原石で側面を保護したせぎ跡と堤の一部が復元整備された。
- ④⑧**朝顔の松** 善太夫嶋堤の上にあった松の大木で、人形浄瑠璃「朝顔日記」（「付編」118ページ参照）に登場する松をモチーフにその名がつけられた。昭和10年頃に枯れ、その一部が公園内の「あさがお堂」に安置されている。
- ④⑨**川越場** 『宿村大概帳』に記載された寛政元年（1789）4月の高札によれば、大井川の川原のうち、島田側は向谷から砂山（現在のJR東海道線大井川鉄橋付近）のあたりまで、金谷側は嶋村前から持淵山鼻までが幕府が認めた大井川の渡渉場所とされ、大井川の川瀬の幅の狭いところを選んで渡っていた。それ以外の川上や川下で渡ることを「廻り越し」と呼び、禁止されていた。
- ⑤⑩**大井川** 『分間延絵図』によれば川幅12町（約1.3km）で、平時は幾筋かに分かれて流れる川瀬を肩車^{かたくま}や連台によって渡っていた。増水時に川の水深が脇通^{わきどおし}（4尺5寸＝約130cm）を超えると川留めとなり、渡渉が禁止された。

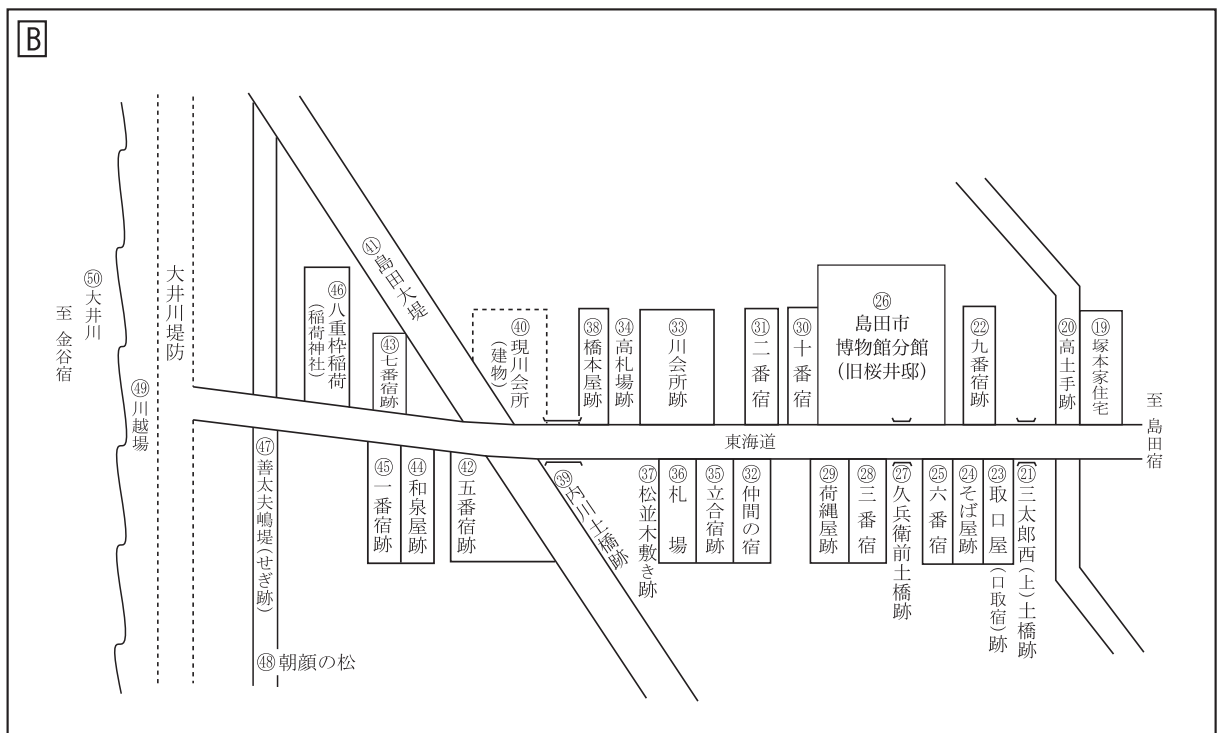


図3-3 島田宿大井川川越遺跡施設位置略地図